

第 3 1 号議案

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26年中野区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加
え、同条に次の4項を加える。

2 中野区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連
携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げ
る要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用し
ないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞ
れの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じない
ようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に
掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事
業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は
事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する
小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保
育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」
という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模
等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する

と中野区が認める者

4 中野区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、中野区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第23条第2項中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同

条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、中野区長が適当と認めるもの（附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 1 項ただし書中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改める。

附則第 2 項中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 4 項から附則第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 3 項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5 年」を「10 年」に改め、同項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、整備法の施行の日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、整備法の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 22 条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 23 条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 2 条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の施設の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。